



# 暴追とちぎ

第39号

平成21年9月



▲初秋の湯の湖

財団法人 栃木県暴力追放県民センター  
宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F TEL028(627)2995



## 組織犯罪対策官挨拶

栃木県警察本部  
刑事部組織犯罪対策課 組織犯罪対策官  
栃木県警視 稲毛 康二

本年3月18日付けで、本部捜査第一課から組織犯罪対策官として着任しました稲毛と申します。よろしくお願いいたします。

皆様方には、平素から、暴力団排除活動に対し、多大なご支援・ご協力をいただき、紙面をお借りしまして感謝を申し上げる次第であります。

さて、最近の暴力団排除活動の状況についてご説明いたします。

暴力団排除活動の目的は、言うまでもなく、暴力団の壊滅・弱体化にあります。

その目的を達成するため最も有効な手段は「金の流れを遮断する」ことであり、暴力団の活動資金を枯渇することにあります。

「お金」は人間の体で例えるなら血液に当たります。血流を遮断すれば人間の細胞は死滅すると同様に、暴力団に流れるお金のルートを遮断することは暴力団組織そのものを壊滅・弱体化するものであります。

その流れを遮断するため、証券業協会や銀行協会では、暴力団等反社会的勢力との一切の関係遮断を掲げ、取引からの暴力団排除を積極的に取り組んできております。過日、金融庁が、多数の暴力団員の口座があったとして、外資系金融機関に対し業務停止処分を科したという報道は記憶に新しいことであります。さらに、県を始めとする行政当局は、皆様の納めた税金が暴力団に流れることがないように、生活保護や公営住宅からの暴力団員の排除、指名停止処分の基準の拡大による公共事業等からの暴力団の排除などの取り組みを行っているところでもあります。

また、警察においても、今年度に入り、暴力団組長による生活保護の不正受給や闇スロ店の摘発、暴力団による借名による宿泊・宴会の申込み事案の摘発、暴力団組長が介在した中国人窃盗団の摘発、警察・暴追センター・民暴弁護士の三者協定による暴力団事務所の撤去、下請参入を不当要求した暴力団幹部組員に対する中止命令の発出等々、様々な方法を駆使し資金源封圧対策を行ってきました。

しかしながら、敵もさるもので、目ざとく資金が流れ出る場所を見つけます。政府の経済対策で流れる公費に狙いを付けるでしょう。さらに、年末年始に向けて、恒例の縁起物の注文取りや借名による宿泊・宴会の申込み等も行うでしょう。これらはいずれも組織の運営資金を獲得するための活動の一端であります。

これらの行為を容認し、資金を提供するならば、暴力団はその関係を維持し続け、金のなる木は離さなくなります。その結果、関係は継続し、否応もなしに、その方(企業)は、暴力団に資金を提供する「暴力団の共生者」と見なされます。

このような時には、勇気を出し、機を失せず、警察や暴追センターに相談してください。

何事においても、「暴力団とは一切の関係を遮断する」ことが一番大事なことであります。

結びに、警察は、皆様の生活が安心・安全に過ごせるよう、日夜奮闘する覚悟でありますので、今後ともご支援・ご協力をお願い申し上げます。

# (財)栃木県暴力追放県民センターの活動状況

## 平成21年度第1回理事会・評議員会の開催

5月20日「アピア」において、(財)栃木県暴力追放県民センター平成21年度第1回理事会・評議員会を開催し、平成20年度の事業報告及び収支決算報告が承認された。



## 県民の日「警察展」での広報啓発活動

6月6日、7日の2日間、栃木県庁内において開催された平成21年度県民の日「警察展」に参加し、暴力追放啓発活動を実施した。



## 暴力追放相談委員・暴力追放モニター合同研修会の開催

7月4日「ホテルニューイタヤ」において、平成21年度暴力追放相談委員・暴力追放モニターの合同研修会を開催した。



## 暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催

7月31日「アーバンしもつけ」において、賛同事業所と暴力団離脱者社会復帰対策協議会を開催し、暴力団離脱者支援事業を実施した。



## 矢板市・塩谷町暴力追放協議会総会における講演

8月6日矢板市文化会館において、矢板市・塩谷町暴力追放協議会が開催されたが、同総会において暴追センター上田雅皓専務理事が「暴力団等反社会的勢力対応要領」について講演を実施した。



## 不当要求防止責任者講習会

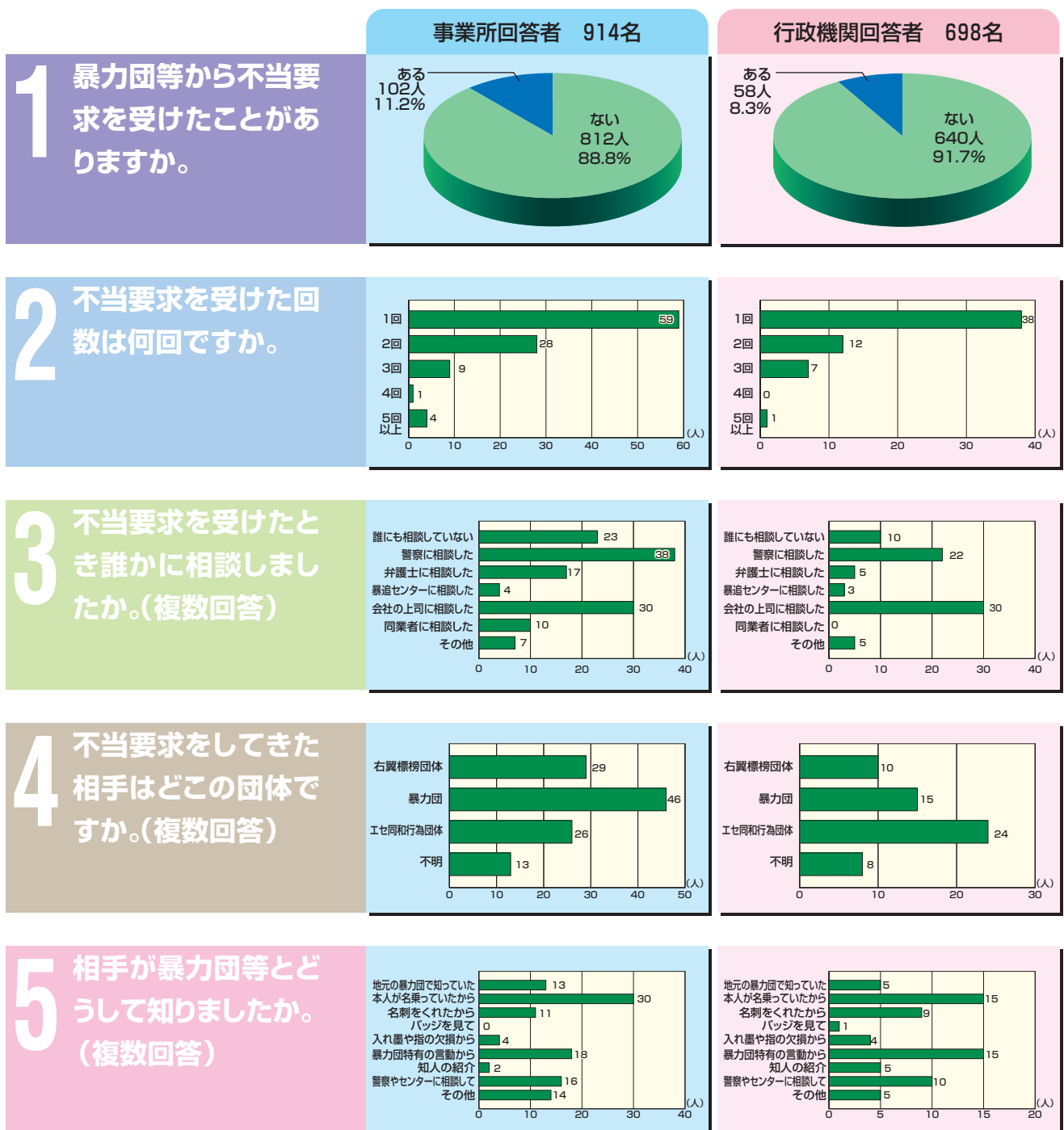
6月2日佐野市勤労者会館、7月7日宇都宮市役所等7回事業所等選任の不当要求防止責任者に対し講習会を開催した。



# 暴力団員等による

平成20年度における不当要求防止責任者講習の実施状況は、実施回数23回、受講者総数1,750人でした。うち事業所対象受講者が985人、行政機関対象受講者が765人でした。これら受講者に対し、暴力団、エセ右翼団体、エセ同和行為者等からの不当要求の実態についてアンケート調査を行った結果は次のとおりです。

暴力団等による不当要求防止対策に活用してください。



# 不当要求の実態

## 業種別受講者

業種	受講者	回答数	回答率
金融業	140	137	97.9%
建設業	366	333	91.0%
行政	765	713	93.2%
サービス業	390	370	94.8%
その他	89	85	95.5%
合計	1,750	1,638	93.6%

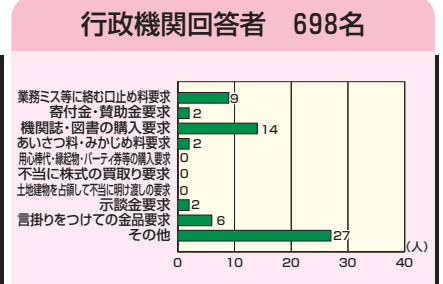
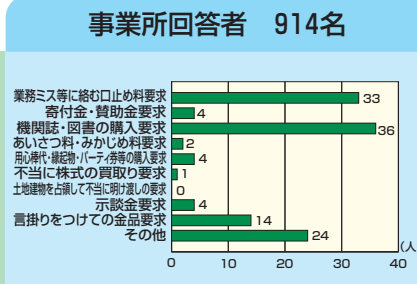
## 講習別受講者

選任時講習受講者	528	30.2%
定時講習受講者	1,222	69.8%
合計	1,750	100.0%

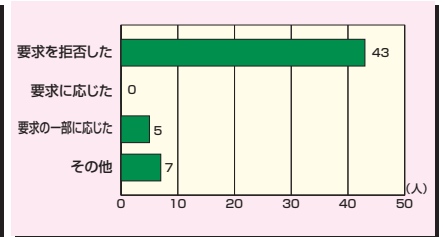
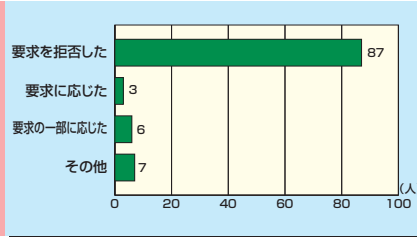
## 受講者感想

自信がたった	222	13.7%
ある程度自信がたった	1,300	80.0%
全く自信がない	103	6.3%
合計	1,625	100.0%

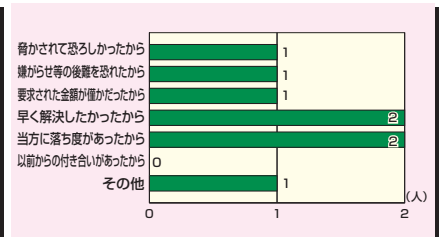
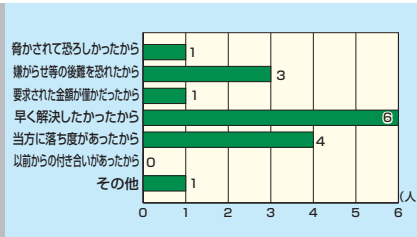
## 6 要求の内容はどのようなものでしたか。(複数回答)



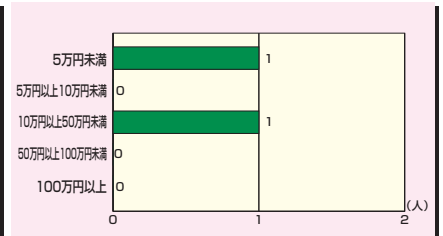
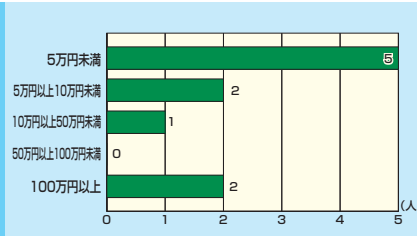
## 7 相手の要求にどのように対応しましたか。(複数回答)



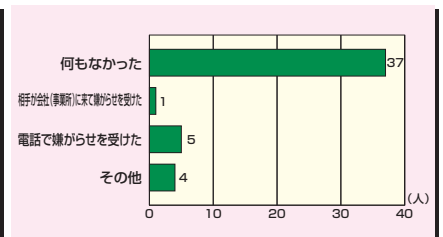
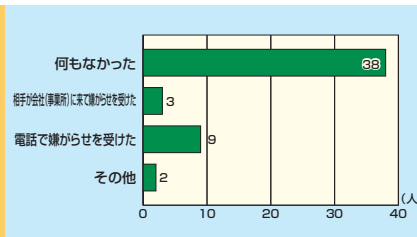
## 8 要求に応じた理由は何か。(複数回答)



## 9 要求に応じて支払った金額はいくらですか。



## 10 要求を拒否した後、相手はどう反応しましたか。



暴力団等反社会的勢力による悩み、困りごとは

# 財団法人 栃木県暴力追放県民センター

へご相談ください

相談電話 **028-627-2600**

事務局 宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996

URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～午後4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）  
午前9時～午後5時



## 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

### ●賛助会費 年額 (口数は、何口でも結構です。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料の送付、「ぼうついとちぎ」による暴力団情報等の提供を行います。

- 入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

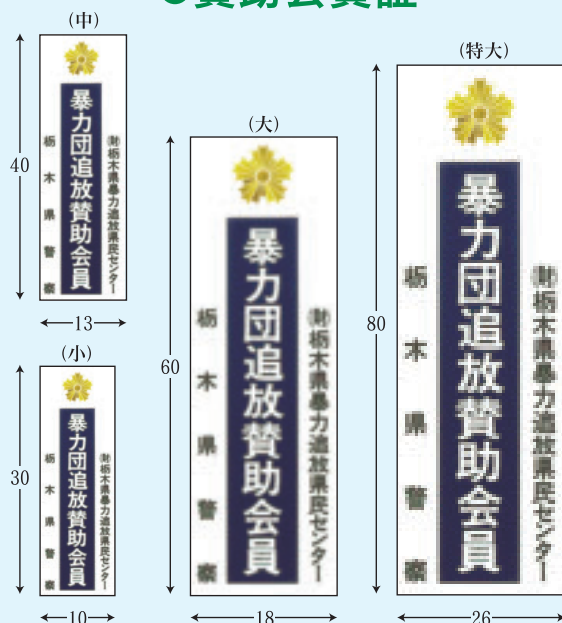
### 事務局

宇都宮市栄町5番7号栃木県栄町別館2F  
財団法人 栃木県暴力追放県民センター

電話 / **028-627-2995**

FAX / **028-627-2996**

### ●賛助会員証



表紙写真:大鹿幸雄(当センター)撮影